

議案第 85 号

旧三田市立幼稚園の敷地等の使用に関する条例の制定について

旧三田市立幼稚園の敷地等の使用に関する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

旧三田市立幼稚園の敷地等の使用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、旧幼稚園敷地等について、暫定使用期間における地域の子育て、地域活動の支援等に資する利活用を行うに当たり、対象とする旧幼稚園敷地等に関する使用手続き及び暫定使用期間を定めることにより、公有財産の適切な管理及び有効な利活用を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧幼稚園敷地等 三田市立幼稚園の再編により閉園となった幼稚園の敷地及び建物をいう。ただし、三田市立小学校と一体となる敷地及びその敷地内の建物を除く。

(2) 暫定使用期間 旧幼稚園敷地等の用途が定まるまでの期間で、地域の子育て、地域活動の支援等に資するために旧幼稚園敷地等を利活用できる期間をいう。

(暫定使用期間)

第3条 暫定使用期間は、前条第2号に規定する用途が定まるまでの期間となる場合を除き、規則で定める期間とする。

(旧幼稚園敷地等の名称及び位置)

第4条 旧幼稚園敷地等の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
旧小野幼稚園敷地等	三田市小野1740番地
旧高平幼稚園敷地等	三田市下里171番地

(休所日)

第5条 旧幼稚園敷地等を使用できない日（以下「休所日」という。）は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(使用時間)

第6条 旧幼稚園敷地等を使用できる時間は、午前8時から午後10時までとする。  
ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用施設)

第7条 旧幼稚園敷地等を使用しようとする者が使用できる施設名は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育室
- (2) 遊戯室
- (3) 園庭

(暫定使用期間における使用)

第8条 暫定使用期間における使用は、次の各号に掲げる事項に留意し、第1条に規定する地域の子育て、地域活動の支援等に資するものでなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）を遵守する使用であること。
- (2) 旧幼稚園敷地等の改変、改築等を伴わないものであること。

(使用の許可)

第9条 旧幼稚園敷地等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理運営上必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧幼稚園敷地等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 個人又は特定の世帯のみによる私的使用と認められるとき。
- (3) 暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設その他附属設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 市長が公益上必要と認める場合を除き、専ら営利を目的として使用するとき。
- (6) 旧幼稚園敷地等の管理運営上支障があると認められるとき。
- (7) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利することとなると認められるとき。

(8) 第8条の規定に違反していると認めるとき。

(9) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可条件に違反したとき。

(3) 詐欺その他不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

(4) その他管理運営上支障があると認めるとき。

2 市長は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(誓約書の徴取等)

第15条 市長は、第9条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る施設の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

第17条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、その使用を終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。第14条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

(原状回復及び損害賠償の義務)

第18条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設又は付属設備等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(立入りの禁止等)

第19条 市長は、旧幼稚園敷地等内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、退去を命じることができる。

(物品販売等の禁止)

第20条 使用者は市長の許可なくして、旧幼稚園敷地内での物品の販売その他商行為を行うことはできない。

(管理)

第21条 市長は、旧幼稚園敷地等の管理を予算の範囲内で行う。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、旧幼稚園敷地等の使用に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

別表 (第11条関係)

旧幼稚園敷地等使用料

時間区分 施設名	午前 8 時から午 前 1 2 時まで	午前 1 2 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から午 後 1 0 時まで
保育室（1 室につき）	2 5 0 円	3 0 0 円	4 5 0 円
遊戯室	2 5 0 円	3 0 0 円	4 5 0 円
園庭	4 0 0 円	5 0 0 円	